

## ヒッピアスの法思想

その他のタイトル	Hippias on Nomos
著者	中澤 務
雑誌名	關西大學文學論集
巻	72
号	1-2
ページ	105-130
発行年	2022-09-18
URL	<a href="http://doi.org/10.32286/00027281">http://doi.org/10.32286/00027281</a>

# ヒッピアスの法思想

中 澤 務

## 1. はじめに

プラトンの作品『プロタゴラス』では、ヒッピアスが演説をする様子が描かれているが、その演説の冒頭において、ヒッピアスは、ノモス（法）とピュシス（自然）をめぐるつぎのような印象深い発言をしている<sup>1)</sup>。

ここにおられる皆さん、わたしは、あなたがたはみな同族であり、親戚であり、同じ国の民だと思っている。なぜなら、何かと何かが互いに類似しているとき、両者は自然本来の姿（ピュシス）においては同族であるといえるのだから。ところが、これに対して、法律（ノモス）は人々を支配する暴君であり、自然本来の姿に反するたくさんのことを強要するのだ。（DK86C1：『プロタゴラス』337c7-d3）

この冒頭の呼びかけは、ヒッピアスの歴史的発言に由来していると考えられ<sup>2)</sup>、ノモスとピュシスをめぐるソフィストの思想の典型例とみなされてきた。では、この発言から、研究者たちは、どのような考えかたを読み取ってきたのだろうか。以下、この発言をめぐる示されてきた伝統的な解釈の概要をまとめよう。

ここには、ノモスとピュシスをめぐるソフィスト的な対立図式をみることができるが<sup>3)</sup>、ヒッピアスは、このノモスとピュシスの二項対立に対して、ノモスを厳しく批判し、ピュシスのほうに正当性を認めているのだと考えられてきた。

このとき、多くの研究者は、ヒッピアスの批判するノモスを、人間によって制定された実定法として理解しようとした。すなわち、ヒッピアスは、人間社会において人々を支配している法を、人間性を抑圧する暴力とみなし、それに代わる、ピュシスに基づいた規範を支持しているのだと考えたのである。

ヒッピアスは、人間はみなピュシスにおいて同族だと述べている。すると、ピュシスに基づく規範とは、人間的自然を基盤とするものであり、社会によって異なる恣意的なものではなく、すべての人間に共通のものだということになるだろう。このような理由から、研究者たちは、ヒッピアスの発言のなかに、ピュシスに基づく法、すなわち自然法（natural law）の発想を読み取ろうとしたのである<sup>4)</sup>。この自然法は、実定法に代わる新しい法とみなされ、この時代に存在していた「自然の正義」や「書かれざる法」と同じものとみなされた<sup>5)</sup>。こうして、ヒッピアスの発言は、実定法（ノモス）に代わる、自然（ピュシス）に基づく規範（＝自然法）の提唱として理解されるようになったのである。

さらに、20世紀中盤になると、ノモスとピュシスをめぐるハイニマンの著書が登場し、ソフィストにおけるノモスとピュシスの思想が明確に図式化されていくことになる<sup>6)</sup>。

ハイニマンは、アンティフォンの新発見断片の解釈に基づいて、当時のソフィストたちに共通する倫理的枠組として、自然の正義の図式を想定し、ヒッピアスもそれに関連づけようとする。彼が、自然の正義の思想の典型と考えたのは、プラトンの『ゴルギアス』においてカリクレスが主張する図式であった。それによれば、ノモスとは、社会的弱者である大衆がみずからの利益の保護のために作り出した人為的な規範にすぎず、自然に反する不当な命令によって、強者から利益を奪っている。しかし、ノモスが命じることは間違いであり、ピュシスにおいては、強者が弱者を支配して搾取するのが正義なのだという。

カリクレスの主張の背後には、①自己利益の追求という人間のピュシス、②人間のピュシスを阻害するノモス、③ノモスに代わる新しいピュシスの規範と

いう発想を読み取ることができるが、ハイニマンは、こうした思想が、アンティフォンやトラシマコスなどにも共通する典型的なソフィスト的倫理思想なのだと考え、ヒッピアスもまたこのような流れに属するソフィストだと位置づけたのである<sup>7)</sup>。

さらに、以上のような解釈から、ヒッピアスの政治的立場をめぐる解釈が生まれてくる。アンティフォンをめぐる新しい解釈では、彼は全人類に共通する普遍的規範を提唱するコスモポリタニズム（世界市民主義）の立場に立っているとみなされたが、ヒッピアスも同様の政治的立場に立っているとみなされたのである<sup>8)</sup>。

※

だが、以上のような枠組のもとにヒッピアスの発言を理解することには、問題があるように思われる。

まず、伝統的解釈では、ヒッピアスは自然法の発想を提示しているとみなされている。しかし、ヒッピアスの発言において、われわれが確認できるのは、ノモスとピュシスの対比と、ノモスがピュシスを抑圧する暴君であるという批判だけである。ピュシスに対するそれ以上の言及はなく、自然法の発想を明確に示す発言はみられないのである。

伝統的解釈の発展形であるハイニマンの図式においては、問題はさらに大きくなる。この図式では、『ゴルギアス』でのカリクレスの発言にもとづいて自然の正義の思想を理解し、これを、アンティフォンやトラシマコスも共有するソフィストの標準的な倫理思想だとしている。しかし、この思想の根拠とされるカリクレスをソフィストとみなすことはできず、カリクレスにソフィストの倫理思想を代表させることはできないのである。じっさい、アンティフォンやトラシマコスにみられる倫理思想は、くわしく分析すると、カリクレスのそれとはまったく異質のものであることがわかる<sup>9)</sup>。われわれは、ソフィスト

の標準的倫理思想をめぐるハイニマンの図式自体を、疑わしいものと考えざるをえない。

さらに、伝統的解釈では、『プロタゴラス』における問題の発言のみを典拠として、ヒッピアスの法思想を解釈してきたが、伝統的解釈の想定する図式は、ほかのテキストに登場するヒッピアスの法をめぐる発言と調和していない。ほかの文脈でのヒッピアスの発言は、『プロタゴラス』における発言とは、かなり印象の異なるものであり、そこに伝統的解釈の含意を読み取ることは難しいのである。

では、われわれは、ヒッピアスの法思想をどのように理解したらよいのであろうか。以下において、われわれは、これまでの解釈の図式を再検討し、それに代わる新しい見方を提示していくことにしたい。

まず、第二章では、これまでの解釈の典拠となってきた『プロタゴラス』での発言をめぐる文脈の再検討をおこなう。ヒッピアスの呼びかけは、彼がじっさいにおこなった演説からの引用と考えられる。この演説がなされた文脈を詳しく考察することで、ヒッピアスの発言の意図を明確にすることができる。この作業をとおして、ヒッピアスの発言をめぐる、より妥当性のある解釈を提示したい。これによって、これまでの解釈の図式は成立しないことがあきらかとなるであろう。

では、ノモスをめぐるヒッピアスの思想は、じっさいには、どのようなものだったのだろうか。ヒッピアスは、『プロタゴラス』以外の複数のテキストにおいて、法をめぐる発言をしている。そこで、第三章では、これらの発言を全体的に考察し、そこにあらわれているヒッピアスの法思想の特徴をあきらかにしていくことにしたい。

## 2. 『プロタゴラス』におけるノモスとピュシス

### 2.1 『プロタゴラス』におけるヒippiアスの発言

われわれは、まず、ヒippiアスの発言をめぐる文脈の検討をしていこう。

ヒippiアスの発言は、対話の中盤での幕間のエピソードに登場する。本作での対話は、ソクラテスとプロタゴラスのあいだで繰り返されているが、プロタゴラスの見解が検討されていくなかで、プロタゴラスはしだいに追い詰められていく。プロタゴラスが議論を嫌がっているのを見て取ったソクラテスは、対話を中止しようとするが、まわりの聴衆に引き留められる。すなわち、カリアス、アルキビアデス、クリティアス、プロディコスがつぎつぎに発言をし、対話を継続するように説得の言葉を述べていくのである。プロディコスの発言の後に、最後に登場するのがヒippiアスである。

ヒippiアスはまず、カリアス邸に集まっているソフィストたちとアテナイ市民たちに向けて、冒頭に掲げた呼びかけをおこなう。

ヒippiアスが呼びかけているのは、さまざまなポリスから集まったソフィストたちと、アテナイ市民たちであり、彼らはみな知恵のある知識人たちである。その彼らに向け、ヒippiアスは、彼らは自然本性において類似しているがゆえに、みな同族であり、同じ国の民だと主張するのである。

彼らが自然本性において類似するとは、どのようなことだろうか。その意味は、続く発言であきらかとなる。すなわち、彼らはみな、ものごとの自然本性を知る賢い人々であり、その点において類似し、同族なのである（337d3-e2）。ここからヒippiアスは、ソクラテスとプロタゴラスに対し、同じ賢い人間として、仲たがいすることなく、友好的に対話を進めるように説得しようとするのである（337e2-338b1）。

しかし、ヒippiアスの戦略が以上のようなものであったとしたら、そこには、重大な問題が含まれているといわざるをえない。

まず、ヒippiアスは、ソクラテスとプロタゴラスが共にものごとの自然本性を知る賢い人間であり、その点で同族であるとして、融和をうながしている。しかし、ソクラテスとプロタゴラスが対立しているのは、徳の本性をめぐる意見の食い違いゆえなのである。すなわち、彼らのあいだに対立が生じているのは、彼らがものごとの自然本性を知る賢い存在であるがゆえなのである。それゆえ、融和をうながすためのヒippiアスの理由づけは、的を外れといわざるをえない。

さらに、ヒippiアスは、知識人たちの融和をはかるために、ノモスを共通の敵として持ち出し、ノモスがピュシスに基づく類似性と同族性を破壊すると主張している。しかし、この戦略も的を外れといわざるをえない。なぜなら、ソクラテスとプロタゴラスの対立は、彼らが異なるポリスに属し、異なるノモスに支配されているがゆえに生じているわけではないからである。彼らの対立は、あくまでも、見解の相違に由来するものであり、ノモスがもたらしたものではないのである。さらに、彼らのノモスは、彼らに想定されるピュシスの類似性、すなわち、知識人であることを抑圧し、暴力をふるうわけでもない。それゆえ、ノモスを批判することには、まったく意味がないことになる。

このように、ヒippiアスの発言は、知識人たちのあいだに生じた対立を融和するための発言としては、文脈に合致しない、的を外れなものとなっている<sup>10)</sup>。

では、どうしてこのような事態が生じたのであろうか。プラトンがヒippiアスの発言を捏造し、彼を意図的に愚か者に見せようとしているのではないとしたら、残る可能性は、ヒippiアスが呼びかけをおこなったオリジナルの演説の文脈と、本作での文脈が合致していないというところに求められるように思われる。

そこで、つぎに、ヒippiアスの発言のオリジナルの文脈がどのようなものであったのかについて、考察することにしよう。

## 2.2 ヒッピアスの発言の文脈

ヒッピアスは、本作で利用されたこの呼びかけを、どんな場面で発言していたのであろうか。以下、推測してみよう。

まず、ヒッピアスの呼びかけが意味を持つためには、演説を聞いている聴衆がノモスの強い支配を受けており、その暴君的な力によって、聴衆が持っているはずの自然的類似性・同族性が阻害され、そこに対立が生まれているような状況が存在していなければならない。

もし、聴衆がみな同じノモスに支配される人々であったとしたら、彼らは、ピュシスを持ち出すまでもなく、ノモスにおいて同族といえるはずである。それゆえ、聴衆は、異なるノモスに支配される人々の集まりでなければならないだろう。

このとき、異なるノモスに支配される人々は、ギリシア人に限定されるだろうか。それとも、ギリシア人以外の異民族も含めた、あらゆる人々であらうか。後者の場合、ヒッピアスは、伝統的解釈のように、コスモポリタニズムの立場に立っていることになるが、そのようなことは不可能であると思われる。なぜなら、もしそうだとしたら、ヒッピアスは、ギリシア人以外の多様な異民族を含む人々の集まりに対して、この言葉を投げかけているはずであるが、ヒッピアスにそのような演説をする機会があったとは考えられないからである。

それゆえ、われわれは、ヒッピアスが語りかけている聴衆とは、さまざまなポリスに所属するギリシア人たちであったと考えなければならない。この場合、聴衆たちのあいだに成り立っている類似性とは、人間としての類似性ではなく、ギリシア人としての類似性であることになり、ヒッピアスの立場は、「汎ギリシア主義（panhellenism）」であったことになるだろう<sup>11)</sup>。

この汎ギリシア主義は、当時は、一般的な政治理念であった。たとえば、プラトンは『国家』第五卷（469e7 ff.）において、理想国の住人は、すべてのギリシア人を身内であり同族であるとみなし、異民族に対する戦争と、同族間で



の争い（内乱）を区別して、同族間の争いは起こさないのだと述べている。ヒッピアスの立場は、こうした考えかたの源流として捉えることができるだろう。

以上から、ヒッピアスのオリジナルの発言の文脈は、つぎのようなものであったと推測できる。

- (1) ヒッピアスは、さまざまな異なるポリスの市民たちからなる聴衆に向けて、この呼びかけをしている。
- (2) ヒッピアスは、彼らに対して、ポリスの違いを超えたギリシア人としての同族性を強調し、ピュシス（＝類似性）の観点から、彼らの融和と結束を説いている。
- (3) そのために、ヒッピアスはノモスを、聴衆たちを抑圧して、彼らの対立と分断を作り出す暴君として厳しく批判している<sup>12)</sup>。

以上のような文脈であれば、ヒッピアスの呼びかけは理解可能なものとなるだろう。では、ヒッピアスには、このような呼びかけをおこなう機会は存在したであろうか。

ヒッピアスが演説をおこなう可能性として、もっとも考えやすいのは、エリスの政治家・大使という立場での発言であろう<sup>13)</sup>。しかし、彼が通常の政治的文脈において、この呼びかけをしたとは考えられない。なぜなら、通常想定されるのは、エリス市民に向けた発言や、大使としてほかのポリス市民に向けた発言であるが、そのような場合には、聴衆は複数の異なるポリス市民によって構成されていないからである。こうした場での発言において、彼がノモスを暴君として批判するのは、不適切であろう。

このように、ヒッピアスの発言は、複数のポリス市民たちからなる聴衆に向けたものでなければ、意味をなさない。ヒッピアスについて知られている事実のなかで、唯一この条件を満たしうるのは、オリュンピア祭での発言の可能性

である。『ヒッピ阿斯（小）』において、ヒッピ阿斯は、自分が頻繁にオリュンピア祭に赴き、人々に演説をしたと述べている（363c: DK86A8）。このような場であれば、ヒッピ阿斯が多様なポリスから集まった人々に対して、このような呼びかけをおこなうことは自然なものとなる<sup>14)</sup>。

以上の推測が正しいとしたら、ヒッピ阿斯の発言のオリジナルの文脈は、オリュンピア祭における演説であったことになる。すなわち、ヒッピ阿斯は、オリュンピア祭に各地のポリスから集まってきた多様なポリス市民たちからなる聴衆に向けて、エリスを代表して祝辞の演説をおこない、そのなかで、聴衆に問題の呼びかけをおこなっているのである。そこでヒッピ阿斯は、オリュンピア祭という特別な場においては、ポリスの対立を超えたギリシア人の連帯が必要だと説き、そのために、ギリシア人の自然的類似性を根拠にして、ギリシア人はみな同族なのだと主張し、その連帯を阻害している諸ポリスのノモスを、暴君として批判したのであろう<sup>15)</sup>。

### 2.3 ヒッピ阿斯の真意

以上、われわれは、ヒッピ阿斯の発言の文脈を考察し、それがオリュンピア祭における政治的発言であった可能性が高いという結論に至った。もし、この結論が正しいとしたら、われわれは、ヒッピ阿斯のこの発言を、どのように評価したらよいのであろうか。

これには、ふたつの可能性があるように思われる。すなわち、この発言における汎ギリシア主義に、ヒッピ阿斯自身はコミットしていない可能性と、コミットしている可能性である。このふたつの可能性では、ヒッピ阿斯の発言をめぐる評価は異なってくるであろう。

まず、この発言が、エリスを代表する使節としてなされたものであったとしたら、われわれは、この発言を、かならずしも、ヒッピ阿斯自身の立場や信念を表明しようとしたものとみなす必要はなくなる。なぜなら、その場合ヒッピ阿斯は、オリュンピア祭という特別な場において、人々の連帯感を作り出すた

めに、あえて汎ギリシア主義の立場に立ったのだと考えることが可能だからである。ノモスとピュシスをめぐる話題についても、彼自身の思想ではなく、聴衆を説得するために当時の一般的言説を利用したにすぎないのだと考えることができるだろう<sup>16)</sup>。

以上がひとつの可能性であるが、ヒッピアス自身がこの発言にコミットしていた可能性も否定できない。この場合、ヒッピアスは、たしかに公人としてその場にふさわしい発言をしたが、それはまた、ヒッピアス自身が真実と信じることであったことになるだろう。では、その場合、ヒッピアスが信じていた立場とは、どのようなものであつたらうか。

まず、それはなによりも、ギリシア人の連帯を説く汎ギリシア主義の立場であつたはずである。そして、ヒッピアスはこの政治思想を信じているがゆえに、それを阻害する諸ポリスのノモスは暴君だと考えていたことになるだろう。また、ノモスを暴君とする根拠であるギリシア人の類似性というピュシスとそこから生じるギリシア人の同族性についても、これを真実と考えていたことになる。

このように、ヒッピアス自身が汎ギリシア主義にコミットしていたのか否かについては、ふたつの可能性があるが、いずれであつたとしても、ヒッピアスが伝統的解釈で考えられているような思想を述べていないことは、あきらかであろう。ヒッピアスが表明しているのは、普遍的な倫理ではなく、政治的理念であり、それはコスモポリタニズムではなく、汎ギリシア主義なのである。

この汎ギリシア主義を導き出すために、ヒッピアスは、ギリシア人のあいだの類似性という自然的根拠を提示している。ヒッピアスが述べているピュシスとは、すべてのギリシア人が民族的に類似しているという自然的事実である。それは、自然科学の対象となるような客観的事実であると考えられる。それゆえ、ヒッピアスはここで、人間の生命とか快苦といった身体的ピュシスを述べてはいない。また、ノモスがピュシスに反することを命じるという主張も、アンティフォンが主張するような、ノモスが個人の利益を損ねるという意味では

なく、ギリシア人の連帯を阻害し、対立を引き起こすという意味なのである。

以上のように、ヒッピアスの発言は、伝統的解釈が想定するようなものではないことがあきらかとなった。これ以降は、『プロタゴラス』での発言以外の文脈を追い、ヒッピアスの法思想をさらに検討していくことにしよう。

### 3. ノモスをめぐるヒッピアスの態度

#### 3.1 クセノフォン『メモラビア』

ヒッピアスの法思想が表明されているテキストは、『プロタゴラス』以外に四つ存在しているが、そのうちでもっとも具体的なものは、クセノフォンのテキストである。

クセノフォンは、『メモラビア』4.4.5-25において、「正しさ」をめぐるソクラテスの考えを取り上げ、ソクラテスを擁護しようとしている。クセノフォンによれば、ソクラテスは、つねにアテナイの法に従い、法に反することは一切おこなわない人物であった。それを示す証拠として、クセノフォンは、ソクラテスとヒッピアスのあいだで交わされた、法と正しさをめぐる対話の様子を語り、法をめぐるソクラテスの思想をあきらかにしようとする。

クセノフォンは、この対話を、みずからの知る事例として取り上げており、その内容は、ソクラテスとヒッピアスのあいだの対話を描くプラトンの二作品『ヒッピアス（大）』『ヒッピアス（小）』のいずれとも異なっているから、クセノフォン独自の情報源に由来するものとみなすことができる。また、その内容は、のちに考察される『ヒッピアス（大）』や、プルタルコスの証言（DK86B17）におけるヒッピアスのノモスに対する態度とも整合的なものであり、齟齬はみられない。

以上から、『メモラビア』での対話は、クセノフォンが持っていたなんらかの情報源から構成されたものであり、ノモスに対する歴史的ヒッピアスの立場を反映したものとみなして問題ないように思われる。

では、そこでヒippiアスは、ノモスに対していかなる発言をしているであろうか。以下、対話の内容を確認していくことにしよう。

※

クセノフォンはまず、ソクラテスがアテナイの法にいかに忠実に従う人物であったかを、ソクラテスのさまざまな遵法的行動（民会による不法な手続きへの反対、三十人政権への不服従、ソクラテス裁判での法を順守した行動）を記述することによって示していく（4.4.1-4）。その後、クセノフォンは、ソクラテスとヒippiアスのあいだになされた対話の存在を指摘し、4.4.5からは、その内容が記述されていく。その話題は、大きくふたつに分けることができる。

正しさをめぐるソクラテスの定義

話は、ヒippiアスがひさしぶりにアテナイを訪れ、対話をしているソクラテスのもとにあらわれるところからはじまる。このとき、ソクラテスは、さまざまな技術であれば、それを学びたいときにどこに行けばよいか明白なのに、正しさの場合には、学びたくても、どこに行けばよいかわからないという話をしていた（4.4.5）。

ヒippiアスは、まず、ソクラテス自身が正しさとは何であるのか答えるべきだと要求するが、ソクラテスは、自分はずっと行動でそれを示していると述べ、正しさとは不正をしないことだと規定する。ヒippiアスはこの答えに満足せず、否定的な答えでは不十分であるとしたため、ソクラテスは、国の法に従うことという、さらなる規定をおこなう（4.4.9-13）。

しかし、ヒippiアスは、法も、法に従うことも、重要なものではなく、法を定めた者がそれを撤廃して改変することもあるのだと指摘する。ソクラテスは、法に対するヒippiアスの否定的な評価に反論し、法に従うことにはさまざまな利益があると指摘する。すなわち、市民がもっとも法に服従し、ホモノイ

ア（調和）が実現した国が、もっとも強い国であり、法に従うことによって、人々はさまざまな利益を得ることができるのである（4.4.14-18）。

### 「書かれざる法」をめぐる議論

話が一段落すると、ソクラテスはおもむろに、「書かれざる法」を知っているかとヒippiアスに問う。ヒippiアスは、それは、あらゆる場所で認められている法のことだと答え、それは人間が定めたものなのかという問いに、それは人間ではなく神々が制定した法であり、その証拠として、最初に定められた法は、神々を敬うべしというものであったと答える（4.4.19）。

ソクラテスは、そうした書かれざる法をさらに指摘していく。ソクラテスは、まず、親を尊重すべしという法をあげ、ヒippiアスも同意するが、つぎに、親子間の近親相姦の禁止を命じる法を指摘すると、それを神の法と認めることに難色を示す。なぜなら、ヒippiアスによれば、世の中には、その法に違反する者が存在しているからである（4.4.20）。

この指摘に対して、ソクラテスはその事実を認めるが、人間による法とは異なり、神による法は、違反するとかならず罰が下るのだと主張する。近親相姦の罰としてソクラテスが指摘するのは、劣悪な子孫の誕生である（4.4.21-23）。

ソクラテスは、さらなる例として、友人を尊重すべしという法をあげる。ヒippiアスは、その法もまた踏み破られていると指摘するが、ソクラテスは、その場合にも違反者には罰が与えられると指摘する。すなわち、友人を尊重しない者は、友人たちの信頼を失い、助けをえられなくなってしまうのである。この指摘に対し、ヒippiアスは、これを神の法である証拠と認める（4.4.24）。

こうしてヒippiアスが神の法を認めると、ソクラテスは、神々は正しい事柄を法として定めているのであり、それゆえ、神々もまた、正しいことと法にかなったことを同じものとしているのだと結論づける（4.4.25）。

以上が、『メモラビリア』に登場するソクラテスとヒippiアスのあいだの対話の内容である。以下ではまず、この対話から読み取れるソクラテスの思想を考察し、そのあと、これに対するヒippiアスの考えかたを分析していくことにしよう。

ソクラテスの法思想については、彼がアテナイの法をすべて正しいものとして無条件に認めていたのか、それとも、アテナイの法でも正しくない場合があると考え、法への不服従を認めていたのかという点で、論争がなされてきた。

不服従の可能性を認めているようにもみえるプラトンのテキストに対し、クセノフォンのテキストでは、その可能性は、そもそも存在していないように思われる。なぜなら、そこでは、正しいことが、法に従うこととして規定され、ソクラテスは、法に定められていることは、すべて正しいことだとみなしているように思われるからである。法が正しくない可能性は、定義上、認められていないのである<sup>17)</sup>。

このとき注意すべきは、ソクラテスが法を正しいものとする根拠である。ソクラテスのあげる根拠は、法は従う者に利益をもたらすという功利的なものであり、彼は、ホモノイアによってもたらされる国の繁栄や、法に従う個人にもたらされるさまざまな利益を挙げている。

この利益という視点は、書かれざる法においても維持されている。書かれざる法の場合、違反した場合にもたらされる罰が挙げられているが、逆に考えれば、従った場合の大きな利益が示唆されているともいえる。

※

以上のソクラテスの立場に対して、ヒippiアスの法に対する態度は、どのような特徴を持つであろうか。以下、いくつかの観点から考察しよう。

### ①法と利益

法が持つ価値について、ソクラテスは、法が社会や人々に大きな利益を与えることを強調している。ソクラテスは、法に従うことが国を強くし、個々人も、法に従うことによって、さまざまな利益を得ることができると指摘するが、ヒippiアスは、このソクラテスの指摘に対して、同意をしている（4.4.14-18）。このヒippiアスの同意は、ヒippiアスもまた、法の価値を利益の観点から捉えていることを意味するように思われる。

### ②法の重要性をめぐる評価

ソクラテスは法をきわめて高く評価しているが、これに対して、ヒippiアスは、終始一貫して懐疑的な態度を示しており、法を重要なものとは考えていない。

ヒippiアスが法の弱点と考えているのは、つぎの二点である。

(1) 法を定めた者が、それを撤廃して改変することがあること（4.4.14）

(2) 書かれざる法においても、それに違反する者が存在すること

（4.4.20, 24）

(1)において、ヒippiアスは、法がその制定者によって撤廃されたり、改変されたりすることは望ましくないと考えているように思われる。おそらく、ヒippiアスは、法の内容が完全に正しいものであったとしたら、撤廃や改変が生じるはずはなく、そのようなことが起こること自体が、法の不完全性を示すものだと考えているのであろう。

(2)において、ヒippiアスは、書かれざる法においても、それに違反する者が存在すると指摘している。ここでヒippiアスは、法が優れたものであるためには、強い強制力を持っていなければならない、神の法である以上、すべての人間を従わせる力を持つ必要があると考えているように思われる。これは、裏返せば、通常の人間の法は、さらに多くの者によって違反され、従われていないということを意味しているように思われる。ヒippiアスは、法は人々に対して強



い強制力を持たねばならないが、現実の法の強制力は弱く、それゆえ、法として十分に機能していないと考えているように思われる。

### ③書かれざる法

ソクラテスもヒippiアスも、書かれざる法の存在を認めるが、ヒippiアスの態度はソクラテスに比べると限定的なものといえる。ヒippiアスは、神々への敬いとか、親の尊重といった伝統的な倫理規範については、書かれざる法であることを認めるが、他方、近親相姦の禁止や、友人の尊重といったものについては、違反者がいることを理由に、書かれざる法と認めることに難色を示し、そうした法が利益をもたらすことに懐疑的である。

### ※

ヒippiアスは、書かれざる法が強い力を持つことについて懐疑的であるが、しかし、その存在を認めていることも確かである。『メモラビア』に登場する書かれざる法を自然法と理解する解釈に立てば、『プロタゴラス』の発言以外にも、ヒippiアスが自然法を提唱しているとする証拠が存在することになるだろう<sup>18)</sup>。

だが、われわれは、ここに登場する書かれざる法を、以下の理由から、自然法とみなすことはできない。

(1) 自然法とは、人間によって立法された実定法ではなく、自然のなかに存在する法である。しかし、『メモラビア』における書かれざる法は、自然のなかに存在している法ではなく、神々によって制定された法として理解されている。たしかに、書かれざる法は、人間によって制定された法ではないが、神々によって制定されたものであり、その意味で、実定法の一つとして理解すべきものなのである<sup>19)</sup>。

(2) 自然法は、自然を根拠にして成立するものでなければならず、その正当

性の根拠は、自然のなかに求められる。だが、書かれざる法は、自然に基づいた法ではなく<sup>20)</sup>、むしろ、人間の法と同様に、従う者の利益に基づいた法だと考えられる。たしかに、近親相姦を禁止する法は、生物学的理由に基づいて正当化されており、人間の自然本性を根拠にしていると思われるかもしれない。しかし、友の尊重をめぐる法は、自然本性に基づいて正当化されてはおらず、その正当化の根拠は、人間の法と同様の、従う者にとっての利益という点から与えられているのである。近親相姦の禁止においても、最終的な根拠は、不良な子孫が誕生することによって当事者が被る不利益だと考えるべきであろう。

(3) 書かれざる法と人間の法のあいだに見られる違いは、人間の法は特定の社会に限定され、その強制力も弱いものに対して、書かれざる法はすべての社会に適用され、強い強制力を持つという点にある。これらの違いは、たんに法が持つ力の差にすぎず、法としての質的な相違を示すものではないと考えられる。

以上のように、書かれざる法と人間の法を比較すると、違う点は、制定者と、適用範囲と、強制力だけであり、利益の観点から制定された実定法である点是不変である。それゆえ、われわれは、ヒッピアスが書かれざる法を認めていることを、彼が自然法を認めていることの証拠と考えてはならないのである。

### 3.2 プラトン『ヒッピアス（大）』

われわれは、つぎに、プラトンの作品『ヒッピアス（大）』を検討しよう。この作品では、冒頭部分で展開されるソクラテスとヒッピアスの導入的対話において、法をめぐる議論が登場している（283b-285b）。まず、その筋を確認しよう。

この部分では、ヒッピアスが、みずからの知恵の教育によって、多額の金銭を稼いできたことが話題となっており、ソクラテスは、この点について、ヒッピアスが金銭を稼いだのはスパルタではないかと推測する。しかし、ヒッピアスは、スパルタではまったく儲けることができないと述べる。これに対し

て、ソクラテスは、スパルタでは法秩序がよく保たれており、徳が尊重されているはずであるから、ヒippiアスは徳を教育して儲けられるはずだと疑問を述べる。

これに対して、ヒippiアスは、スパルタ人にとって、子どもに外来の教育をほどこすのは法にかなったことではなく、それゆえ、彼がスパルタで教えることは、法にかなわないのだと説明する。

だが、ソクラテスはこの説明に疑問を呈し、反論する。ソクラテスの考えでは、法とは国の利益になるものであり、法の制定者は、国にとって善いものとして法を定めるが、善を捉えそこなうと、法を逸してしまう。しかるに、スパルタ人にとっては、ヒippiアスの教育を受けるほうが有益であり、そのほうが法にかなっているはずである。それゆえ、ソクラテスは、スパルタ人は法に反していると結論づけ、ヒippiアスは、この結論に抵抗を示すものの、最終的にはそれを認めることになる。

以上の議論において、ソクラテスは、ヒippiアスに対する ad hominem な議論を展開して、ヒippiアスを矛盾に追い込んでいると考えられる。すなわち、ヒippiアスは、一方では、スパルタ人を法に従う人々と理解しているが、他方では、自分の教育を受け入れないスパルタ人は間違っているとも考えている。ソクラテスは、ヒippiアスに法と利益の結びつきを指摘し、スパルタ人は自分の利益にならない法を作っていると認めさせることによって、彼らが法に反したことをしているという、矛盾した結論に追い込んでいるのである。

※

以上の議論は、ヒippiアスに対する ad hominem な議論である以上、ここからソクラテスとヒippiアスの法思想を読み取ることには、慎重でなければならない。しかし、それでもわれわれは、ヒippiアスの法をめぐる捉えかたについて、一定の見解を持つことができるだろう。

まず、われわれが目すべきは、ここでもソクラテスは、『メモラビア』での議論と同様に、法と利益を結びつけ、法の制定者は国の利益を目指していると考えている事実である。この立場は、法は、法であるかぎり、国と人々に利益をもたらすという、『メモラビア』での考えかたに合致している。

ソクラテスは、この考えかたを、ヒッピアスの置かれた状況に適用し、スパルタ人は法に反しているというパラドクスを導くわけだが、ヒッピアスは、厳密に言えばそうなることを認めつつも、通常はそのような言いかたはしないのだと、抵抗を示している。ヒッピアスは、一貫して、スパルタ人は自分たちの制定した法に従うがゆえに遵法的な人々だという常識的な立場に立っているが、法を利益と結びつけるソクラテスの考えに同意したがゆえに、認めたくない結論のほうに押し切られてしまうのである。

以上から、われわれは、『ヒッピアス（大）』におけるヒッピアスの法に対する態度を、つぎのようにまとめることができるだろう。

まず、ヒッピアスは、法の制定者が制定したものが法であるという常識的立場に立っている。また、他方で彼は、法と利益との関連を認め、法の制定者は国の利益を目指して法を制定するというソクラテスの主張に同意するが、しかし、利益をもたらさなければ法ではないという極端な考えかたは拒絶している。

以上のように、ヒッピアスは、法は利益を目指すものであり、法の制定者は国や人々の利益の実現を目指して法を制定するとみなしている。そして、制定者が善を捉えそこない、害をもたらす法も存在するが、それもまた法であるとしており、欠陥のある法が存在することを認めている。

以上のヒッピアスの考えかたは、『メモラビア』での考えかたに合致するものであり、矛盾はみられない。

### 3.3 『ヒッピアス（小）』における法への言及

短く、簡潔なものであるが、『ヒッピアス（小）』においても、法への言及が

みられる。アキレウスとオデュッセウスのいずれが優れているかをめぐる論争のなかで、ヒッピアスは、意図的に悪いことをする者が、ころならずもしてしまう者よりも優れているはずがないと主張し、その証拠として、法における両者の取り扱いかたの違いを指摘している。ヒッピアスによれば、法は、意図的に悪いことをしたり、嘘をつく者たちに対して、ころならずもそうしてしまう者たちよりも、より厳しいのである(372a3-5)。

ヒッピアスは、みずからの見解の正しさを主張するために、意図的行為と非意図的行為をめぐる法の取り扱いかたの違いを根拠にしている。ヒッピアスは、このような法の取り扱いは正当なものだとみなしているように思われる。

以上から、ヒッピアスは、法のなかには、正当な理由に基づいて規定されている正しい法があると考えていたように思われる。

### 3.4 中傷についてのプルタルコス証言

ヒッピアスをめぐる証言において、もうひとつ、法に関連するものが存在している。これは、プルタルコスの失われた著作『中傷について』からストバイオスが抜粋したものである。

ヒッピアスは、「中傷は、恐ろしいものだ」と述べている。彼がそのようなことを言うのは、中傷者たちに対しては、盗人たちに対するような罰が、法律には、なにも記されていないからである。しかし、中傷者たちは、友愛という最良の財産を盗むのである。それゆえ、暴力は悪いものとはいえず、隠されることがないぶん、中傷にくらべれば、まだしも正しいものだということになる。(DK86B17:ストバイオス『精華集』Ⅲ 42, 10)

ここでヒッピアスは、中傷の恐ろしさについて述べている。彼が中傷を恐ろしいと考えるのは、中傷とは、友愛という最良の財産に対する窃盗であるのに、その窃盗に対する罰が法律では定められておらず、中傷者は罰せられることが

ないからである。

ヒッピ阿斯はここで、中傷を重大な犯罪と捉えることによって、このような重大な倫理的罪を罰して抑制することができない法律の不備と無力さを指摘している<sup>21)</sup>。これも、法の力の弱さを指摘するヒッピアスの発言のひとつと理解することができるだろう。

### 3.5 法をめぐるヒッピアスの立場

以上、われわれは、法をめぐるヒッピアスの発言の文脈を検討した。以下、そこからあきらかになった、法に対するヒッピアスの考えかたをまとめよう。

- (a) ヒッピ阿斯は、法を、制定者によって制定された実定法として理解している。彼は、人間による法だけでなく、神々によって制定された「書かれざる法」の存在も認めるが、これは自然法ではなく、特別な適用範囲と強制力を持つ実定法だと考えられる。
- (b) ヒッピ阿斯は、法を、社会や人間の利益を実現するために制定されていると考えている。法の制定者が、誤って利益にならない法を制定することもあるが、ヒッピ阿斯はそれも法とみなす常識的立場をとっている。また、彼は、法がみな間違っているわけではなく、正当な理由に基づいて制定された法があると考えている。
- (c) ヒッピ阿斯は、法は十分に強い力を持っていないと考えている。すなわち、法は、制定者によって撤廃されたり、改変されたりする不安定なものであり、また、人々を従わせる十分な強制力を持たず、それゆえ、法を破る者が存在する。さらに、法が罰するのは、一部の犯罪のみであり、中傷のような倫理的悪を防いではくれない。
- (d) それゆえ、ヒッピ阿斯は、人間にとって、法に従うことは、正しいことでもなければ、重要なことでもないと考えている。

以上が、『プロタゴラス』以外の文脈から見えてくるヒッピアスの思想であるが、われわれはそこに、冒頭に掲げたような伝統的解釈の特徴を見ることはできない。

まず、ヒッピアスの法思想は、ノモスとピュシスの対立図式に基づくものではない。そこには、ピュシスの概念は登場せず、ノモスはピュシスと対立するものとして提示されていない。

伝統的解釈では、ピュシスが重要な意味を持ち、ヒッピアスは、人間的自然を根拠にした自然法的発想に立っていると考えていた。しかし、じっさいのヒッピアスの思想において、人間の利益はノモスが守るべきものであり、ピュシスに基づく規範など想定されていないのである。そこには、人間的自然や自然法という発想は存在せず、それゆえ、コスモポリタニズムの思想もみることはできない。

『プロタゴラス』での発言では、ノモスは、人間に、自然に反することを強要する暴君であり、非常に強い力を持っている。しかし、ここであきらかになったヒッピアスの思想は、これとはまったく異なる考えかたをしている。すなわち、ノモスは、人間の利益を守るべきものでありながら、不完全で力のないものであるがゆえに、人間を守ることでできない脆弱なものなのである<sup>22)</sup>。

#### 4. 結論

以上、われわれは、ヒッピアスの法思想を考察した。以下、その成果をまとめよう。

ヒッピアスの法思想は、伝統的に、『プロタゴラス』での短い発言をもとにして解釈されてきた。しかし、この発言は、特殊な政治的文脈のなかでなされた発言に基づくものである。それゆえ、この発言は、ヒッピアスの法思想を表現したものとはいえないか、ヒッピアスの法思想が読み取れるとしても、それは伝統的にヒッピアスの思想とみなされてきた自然法の主張ではなく、たんに、汎ギリシア主義という政治的立場であるにすぎない。

ヒッピアスの法思想は、これ以外のテキストから読み取ることができる。これ以外の四つの文脈において、ヒッピアスの法に対する評価と態度は一貫的で整合的であり、われわれは、これをヒッピアスの法思想とみなすべきなのである。

そこにあらわれているヒッピアスの立場は、ほかのソフィストとも共通する、穏当なソフィスト的立場とみなすことができる。そこにおいては、法は、人間のピュシスを抑圧する暴君としては捉えられていない。むしろ法は、人間の利益のために、人間を守ることを目的として制定されながら、人間を守るだけの十分な力を持たない、脆弱なものとして位置づけられ、それゆえ、法は人間にとって重要なものとはいえないと評価されている。

このような脆弱な法に代わるような、新しい自然的規範の主張は、ヒッピアスにはまったく見ることができない。彼の立場は、むしろ保守的なものであり、彼は、法という脆弱なものに頼らざるをえない人間の生活を、アンティフオンのように、冷めた目で見つめているように思われる。

## 注

- 1) ヒッピアスの演説は、ディールスとクランツの資料集では、ヒッピアスの断片ではなく、プラトンによる模倣であるとされ、C (Imitation) に分類されている。たしかに、ヒッピアスの演説全体は、プラトンがヒッピアスを模倣して創作したものであろう。しかし、冒頭の呼びかけの部分はヒッピアスのテキストからの引用である可能性が高い。
- 2) cf. Gomperz [1912] 75, Johann [1973] 15.
- 3) cf. Adam [1957] 146, Taylor [1991] 140-141, Denyer [2008] 142-143.
- 4) Untersteiner [1949] 337-344, Gigante [1956] 147-8, O'Gray [2008] 63-4.
- 5) Guthrie [1956] 118-120, Broadie [2003] 86 など。このような解釈は、すでに19世紀には存在しており、われわれは、その起源を Dümmler まで遡ることができる。Dümmler は、ヒッピアスの発言を、ノモスと社会をめぐる思想の表明と評価し、ヒッピアスを自然の正義や書かれざる法の提唱者とみなし、アンティステネスやストア派の源流と位置づけている。cf. Dümmler [1889] 252-3.
- 6) Heinimann [1945] ch. 3.
- 7) ただし、ヒッピアスに対するハイニマンの評価は低い。ハイニマンは、ヒッピアスの見



解はアンティフォンのそれに一致するものとしているが、しかし、ヒッピアスには哲学的素養はなく、たんに当時の思想を通俗化しているにすぎないと評価している。Heinimann [1945] 142-143.

- 8) Untersteiner [1949] 344-345, O'Gray [2008] 62.
- 9) 筆者は中澤 [2011], 中澤 [2019] において、アンティフォンとトラシマコスの倫理思想について検討し、ハイニマン図式の見直しをおこなっている。
- 10) Denyer [2008] 142は、歴史的ヒッピアスには知識人の共同体という発想があったと考えているが、ありそうもないことである。
- 11) cf. Reimer [2002] 98-101, Schütrumpf [1972] 7 ff.
- 12) Denyer [2008] 143-4が指摘するように、ノモスと暴君（テュランノス）の組み合わせはパラドキシカルであり、両者は対立的であるのが通常である。どうして、ヒッピアスは、ノモスをテュランノスに例えたのであろうか。それは、ノモスが持つ暴力性を印象づけるためであったと考えられる。なぜなら、この発言の源流と考えられるピンダロスにおけるノモス・バシレウスという発想においては、バシレウスの意味は多様に解釈可能であり、かならずしも暴力性と結びつくものではないからである。ヒッピアスは、ギリシア人の連帯をうながすために、ノモスを批判しなければならないから、意味の明確なテュランノスを採用し、ノモスの暴力性を強調しようとしたのではないだろうか。cf. Hoffmann [1997] 159.
- 13) Schütrumpf [1972] 16 ff.
- 14) Schütrumpf [1972] 27-28, Reimer [2002] 95.
- 15) オリュンピア祭などの民族的祭典において、弁論家たちはギリシア民族の統合と融和を説く演説をおこなっていた。たとえば、ゴルギアスの『オリュンピア演説』は、諸ポリスの争いを批判し、協和を勧告したものであったことが知られている。DK82A1(4), B7, B8a.
- 16) cf. Rankin [1983] 56.
- 17) したがって、この文脈において、ソクラテスは、現実の法とあるべき法を区別する理想主義者 (idealist) ではなく、現実の法のみを法と認める実定法主義者 (positivist) として描かれていると考えるべきである。Morrison [1995] 336もソクラテスを実定法主義者とするが、ソクラテスにおいては、あらゆる法に従うことは、従わないよりも利益が大きいという功利主義的発想がとられているために、彼の立場は理想主義と矛盾するものではないのだと指摘している。
- 18) e.g. Guthrie [1971] 119.
- 19) cf. Hirzel [1900] 23-24, Morrison [1995] 340.
- 20) pace Guthrie [1971] 119.
- 21) 法と倫理的危害との関連を考え、法は人間を倫理的危険から救う力を持たないものだと

する発想は、アンティフォンにおける法の限界の指摘とよく似ており、同一の発想に基づいていると理解できる。ヒッピアスには、中傷のほかに、嫉妬をめぐる発言も存在しているが（DK86B16, 『ヒッピアス（大）』282a）、これらの発言は、ヒッピアスが、人間社会における倫理的問題に敏感であったことや、こうした倫理的問題を、法的問題とつなげて考えていたことを示しているように思われる。

- 22) この場合、『プロタゴラス』におけるノモス批判との齟齬が問題となる。そこでは、ヒッピアスはノモスを暴君に例え、その力の強さを強調しているように思われるからである。われわれは、そこでのヒッピアスの発言が、ギリシア人たちの連帯の重要性を強調する文脈の中でなされている点を考慮すべきであろう。このような文脈のなかで、ヒッピアスは、連帯を阻害する要因として、ノモスを誇大的に表現しているように思われる。彼が「テュランノス」という誇張的表現を採用したのも、そのためのレトリックではなかっただろうか（注12を参照）。

## 文献表

- Adam, J. & Adam, A. M., *Plato Protagoras*, 1957.
- Broadie, S., 'The Sophists and Socrates', in Sedley, D. ed., *The Cambridge Companion to Greek and Roman Philosophy*, Cambridge U. P., 2003, 73-97.
- Denyer, N., *Plato Protagoras*, Cambridge U. P., 2008.
- Dümmler, F., *Akademika: Beiträge zur Literaturgeschichte der Sokratischen Schulen*, Giessen, 1889.
- Gigante, M., *NOMOΣ ΒΑΣΙΛΕΥΣ*, Glauk, 1956.
- Gomperz, H., *Sophistik und Rhetorik*, Teubner, 1912.
- Guthrie, W. K. C., *The Sophists*, Cambridge U. P., 1971.
- Heinimann, F., *Nomos und Physis*, Friedrich Reinhardt, 1945.
- Hirzel, R., *ΑΓΡΑΦΟΣ ΝΟΜΟΣ*, Teubner, 1900.
- Hoffmann, K. F., *Das Recht im Denken der Sophistik*, Teubner, 1997.
- Johann, H. T., 'Hippias von Elis und der Physis-Nomos-Gedanke', *Phronesis* 18 (1973), 15-25.
- Morrison, D., 'Xenophon's Socrates on the Just and the Lawful', *Ancient Philosophy* 15 (1995), 329-347.
- O'Grady, P., 'Hippias', in O'Grady, P. ed., *The Sophists an Introduction*, Duckworth, 2008, 56-70.
- Rankin, H. D., *Sophists, Socrates and Cynics*, Routledge, 1983.
- Reimer, F., 'Natürliche Gleichheit und Gesetzliche Unterscheidung: Zur Nomos-Physis-Antithese bei Hippias von Elis', in Kirste S. et al. (eds), *Die Sophistik*, Franz Steiner, 2002, 83-103.

Schütrumpf, E., 'Kosmopolitismus oder Panhellenismus? Zur Interpretation des Ausspruchs von Hippias in Platons Protagoras (337c ff.)', *Hermes* 100 (1972), 5-29.

Taylor, C. C. W., *Plato Protagoras* (revised ed.), Clarendon Press, 1991.

Untersteiner, M., *I Sofisti*, Giulio Einaudi, 1949.

中澤務「ソフィスト・アンティフォンの倫理想（1）」, 關西大学『文学論集』61-1（2011）, 17-37頁, 「ソフィスト・アンティフォンの倫理想（2）」, 關西大学『文学論集』61-2（2011）, 1-28頁, 「ソフィスト・アンティフォンの倫理想（3）」, 關西大学『文学論集』61-3（2011）, 1-26頁

中澤務「トラシマコスと正義」, 關西大学『文学論集』69-1（2019）, 51-78頁